

# 株式取扱規則

【1987年11月 1日 制定】

【2022年 6月28日 改正】

電源開発株式会社

# 株式取扱規則

1987年11月 1日制定

2022年 6月28日改正

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会社における株式に関する取扱いについては、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に定めるところにより本会社が株主名簿に記録する場合には、適用しない。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に定めるところにより本会社が株主名簿に記録する場合には、適用しない。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に定めるところにより本会社が株主名簿に記録する場合には、適用しない。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に定めるところにより本会社が株主名簿に記録する場合には、適用しない。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に定めるところにより本会社が株主名簿に記録する場合には、適用しない。

(証券会社等および機構経由の確認方法)

第9条 本会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

### 第3章 株主確認

(株主確認)

- 第11条 本社は、株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を提出することを求めることができるものとする。なお、本会社が提出を求めたときは、その提出がない限り、当該請求等はその効力を有しない。
- 2 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなす。
  - 3 代理人（第7条に定める法定代理人および第8条に定める常任代理人を除く）により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が記名押印した委任状を添付するものとする。ただし、署名の慣習ある外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。なお、委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
  - 4 この規則による請求等を行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。
  - 5 代理人についても第1項および第2項を準用する。

### 第4章 株主権行使の手続

(書面交付請求および異議申述)

- 第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）は、株主名簿管理人または、証券会社等および機構を通じて行うものとする。
- 2 株主名簿管理人を通じて書面交付請求を行うときは、株主名簿管理人の定めるところによるものとし、証券会社等および機構を通じて行うときは、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。
  - 3 会社法第325条の5第5項に規定された異議の申述を行うときは、株主名簿管理人の定めるところにより、株主名簿管理人を通じて行うものとする。

(少数株主権等)

- 第13条 株主が振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、署名の慣習ある外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- 2 本会社は、前項の株主に対して、個別株主通知の受付票を提出することを求めることができるものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 14 条 株主の提出による株主総会の議案に係る以下の事項が 400 字（ただし、本会社が必要と認め別途分量を定める場合には当該分量）を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。

- (1) 提案の理由
- (2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項

(10 を超える数に相当することとなる数の議案の取扱い)

第 15 条 株主が会社法第 305 条第 1 項に規定された議案の要領通知請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が 10 を超えるときは、同条第 4 項および第 5 項に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 10 を超える数に相当することとなる数の議案については、その請求を認めない。
- ② 10 を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号に定める順序に従い、代表取締役社長がこれを定める。
  - ア 当該株主が提出しようとする 2 以上の議案の全部または一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、その順序。
  - イ アの優先順位の定めがない場合には、株主が議案の要領通知請求に際して記載している順序。なお、横書きの場合には上から、縦書きの場合には右から数える。
  - ウ アおよびイの定めによっても順序を判断することが困難である場合には、代表取締役社長が任意に定める順序。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 16 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 17 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 18 条 本会社は、前条により算出された買取価格から第 21 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による

買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 19 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

## 第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 20 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第 6 章 手数料

(手数料)

第 21 条 第 16 条の単元未満株式の買取請求に係る手数料は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額と消費税相当額の合計額とする。

(算式) 第 17 条に定める買取単価に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち

100 万円以下の金額につき	1.150%
100 万円を超え 500 万円以下の金額につき	0.900%
500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき	0.700%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額につき	0.575%
3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。